

デジタル庁

○ 告示第四十三号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。







三 令和六年度岡山県津山市住民税非課税世帯生活応援金（原油  
価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度津山市一般会計補  
正予算における、岡山県津山市から、住民税非課税世帯を支援  
する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を  
施すための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情  
報、障害者関係情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰  
的給付（第一号）の口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰  
付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策  
給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰  
対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に  
関する事務

令和六年度岡山県津山市住民税  
非課税世帯生活応援金の支給要  
件の該当性を判定する必要がある  
る者に係る市町村住民税及び公  
給付支給等口座登録簿関係情報  
に関する情報

## 附 則

この告示は、公布の日から適用する。